

令和元年度 県・市行政と愛産協との懇談会開催

令和元年10月30日（水）午後2時から、名古屋市中区大須のローズコートホテル3階アプローチ東において、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市の環境行政に携わる産業廃棄物担当者等と（一社）愛知県産業廃棄物協会役員との「令和元年度県・市行政と愛産協との懇談会」が開かれ、行政担当者17名、当協会から副会長をはじめ役員18名が出席しました。

はじめに永井良一会長が全国産業資源循環連合会の会長として国への来年の税制改正に向けた要望で東京に出張中の為、近藤千雅副会長から懇談会に先立ち、挨拶をいただきました。



開会挨拶をする
愛産協 近藤副会長

挨拶では、「9月から10月にかけて相次いで上陸した台風15号、19号、21号により、短期間の間に、膨大な被害が発生し、台風19号で被害があった長野県千曲市から愛知県に支援要請があり、当協会の災害廃棄物処理対策に関する特別委員会の山本委員長と永井副委員長が長野県庁で、支援要請を受けている三重県と共に、支援要請について打合せを行っており、これから取り組んで行くことになる災害廃棄物処理について、また、中国の輸入規制に端を発した廃プラスチック類を取り巻く状況についてもしっかりと議論をさせていた



だき、本日の懇談会が実りあるものとなるように忌憚のない意見をいただきたい。」と話がありました。



開会挨拶をする
愛知県資源循環推進課
横井主幹

続いて愛知県環境局資源循環推進課主幹 横井 歩氏からは、中国の廃プラスチック類の輸入規制に伴う愛知県の対応について触れられ、その中で、廃プラスチックの処理については、不適正処理防止の対策を確実に行うと共に、将来を見据えた廃プラスチックの循環利用体制を整えていくことが重要であり、県内での資源循環体制の構築を推進していきたいと挨拶をいただきました。

その後、懇談会では、産業廃棄物行政に関する7つのテーマについて、県・市の担当者から回答をいただきました。

1. 自治体作成の災害廃棄物処理計画について

堀部専務理事からは、「各自治体、関係住民との間で初動時に誰が運搬し、誰が仮置場の監督をするかといった、具体的なシミュレーションを行うなど、実効性を高めた取り組みが必要だと考えているので、皆様方からのそれぞれの考えをお聞かせ願いたい。」と質問がありました。

愛知県からは、「自治体作成の災害廃棄物の処理計画は、市町村が一義的に処理責任を負うので、迅速かつ適正な処理を図るために、策定を進めていただいております。昨年度末時点で約7割の自治体が計画を策定している。中部地方の県等で作成している災害廃棄物の中部ブロック広域連携計画では、長野県が被災した今回の場合には富山県が幹事県として支援の中心に立っていただくことになっており、富山県を通じて愛知県に支援要請の話があり、愛産協にもご協力をお願いしているところである。実際に災

NEWS

害が起こった場合の対応は、訓練を行い経験と練習を積むことが必要不可欠であり、愛知県としては図上演習等を実際に行わせていただいております。図上演習は緊迫した雰囲気の中で、事例や苦情に対して具体的な対応を取る内容で行っている。単なる机上だけの話ではなく、愛産協にも参加していただき、プレーヤーが困った時に助言をいただくといった形で運営をさせていただいている。そのほか全体研修として座学で実際に被災した自治体の方の体験談を聞き、市町村職員、業界の団体の皆様と意見交換を行っているが、行政職員は転勤等で一定の期間で人事異動がある為、研修等を通じて意識をしっかりと持ち、行動ができるような研修をこれからも継続して行っていきたい。」と説明がありました。

名古屋市からは、「他の部署が所管しているの、他部署の説明を發表させていただくが、名古屋市と愛産協との間では、すでに地震等の大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定を締結しており、愛産協には積極的に活動を行っていただきたいと考えている。具体的な活動体制につきましては、今後協議を進めていきたいと聞いている。」と紹介がありました。

豊橋市からは、「災害廃棄物処理計画は作成をしているが、実際には細目については詰め切れていない状況である。初動対応が大事だと認識しているので、細目をどうやって詰めていくかについては、愛産協とか地元の建設業協会とか特に仮置場の運営・管理とか、廃棄物の処理・運搬について意見交換等を行って検討をさらに進めていきたいと考えている。豊橋市として愛産協の東三河支部に先日アンケートを取らせていただき、所有している土地の状況とか敷地の状況を伺っており、現在集計を終え、実際にどのように計画に結び付けていくのかまだ作り切れていないので、そうしたところを作っていくながら皆様をお願いをしていきたい。」と説明がありました。

岡崎市からは、「災害が発生した際に適切に対応できるように実効性のある計画、体制の整備に努めており、計画は作成してあるが、今後は各種マニ



愛産協 中野副会長



愛産協 堀部専務理事



愛産協 鶴山監事

アル等を作成していく予定であるので、引き続き、協力をお願いしたい。また、災害廃棄物の撤去及び収集運搬について、愛産協のほか、一般廃棄物に関わる団体とも協力関係を築いており、スムーズに対応できるように情報収集に努めている。参考となる事例があれば情報提供をお願いしたい。」と要望がありました。

豊田市からは、「愛産協と合同で自治体と管内業者の間における具体的なシミュレーションを行い、実効性を高める取り組みが必要と考えている。愛産協との連携を更に強化するうえで、災害時の初動の対応については、愛産協の支援を受け、仮置場での分別、運営・管理、重機による選別作業などの処理体制を速やかに整えることと考えており、シミュレーションを行うことで、机上のみでは気づくことができなかった問題や課題を知ることにも期待ができる。」と説明がありました。

中野副会長からは、「台風19号で被害があった長野県千曲市から支援要請があり、協会として支援要請に応えていきたいと考えている。支援要請に応えるにあたり産業廃棄物処理施設で一般廃棄物である災害廃棄物を処理する際の手続きについて、また、シミュレーションを行うにあたり初動対応について数多く協議をすることが必要だと思うが、そこを踏まえてお答えいただきたい。」と質問がありました。

愛知県からは、「千曲市でどのような支援をしてほしいのか。そういった点が重要になってきて仮置場の管理や地元の搬出場所から仮置場にもっていく仕事とか、仮置場から違う所、実際に焼却する所とか二次仮置場にもっていくとかいろいろな業務が出てきます。今の段階では千曲市さんのほうから



愛知県資源循環推進課
中根課長補佐



愛知県資源循環推進課
北川主査



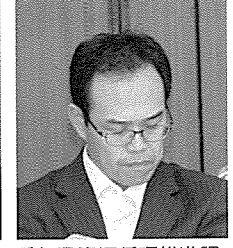
愛知県資源循環推進課
磯貝課長補佐



愛知県資源循環推進課
飯田主査



愛知県資源循環推進課
山神室長補佐



愛知県資源循環推進課
中村主査

長野市さんもそうですが、具体的にどこまでお話が出てくるか、運搬のトラックやパッカー車を出してください、それを持って処理をしてくださいといったお話が出てくるかと思う。仮の話にはなってしまいますが、産業廃棄物の処理施設で同じような性状のものを燃やす場合には災害廃棄物に関しての特例がございまして、実際、産業廃棄物の処理施設で同じような一般廃棄物を燃やす場合は事前に届け出が必要になっています。災害廃棄物の場合ですと事後の届け出で、特例ということで法律的には位置づけられています。今回の場合がどこまでの支援を望まれているのか今のところ見えていませんので、一般論でお話をさせていただきましたが、またそういった事情になって実際にどういう支援が必要か具体化した場合にはご相談いただきまして、こちらもいろいろお伝えして円滑に処理が行えるよう協力させて

いただきたい。」と説明がありました。

掘部専務理事からは、「手続きの関係で、特例という話がありましたが、事前に産廃の15条施設を持っている場合には一廃の処理をしますという届出をすればよいという事で、災害廃棄物の場合は事後の届出ということなのですが、これは一般廃棄物処分量の許可がなくても届出できるものなのでしょうか。」と質問がありました。

愛知県からは、「確認し、後ほど回答させていただく。」と説明がありました。

掘部専務理事からは、「法律上は収集運搬業、処分業について産廃の業者であっても市から直接委託を受ければ産廃業者が一般廃棄物の収集運搬、処分ができます。しかし、施設は使用できるかどうかと疑問に思っているところがあり、迅速に処理しなければいけないのにそんなことがネックになってよ

令和元年度 県・市行政と愛産協との懇談会出席者（順不同・敬称略）

愛知県 環境局 資源循環推進課	主 幹 横井 歩	豊田市 環境部 廃棄物対策課	課 長 神谷 氏年
	課長補佐 中根 知康		担当長 白木 房子
	主 査 北川 泰久		
	課長補佐 磯貝 裕文		
	主 査 飯田 豊司	一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	
廃棄物監視指導室	室長補佐 山神 貴広	副 会 長 近藤 千雅	理 事 中嶋 政秋
	主 査 中村 崇利	副 会 長 中野 兼司	理 事 土田 浩通
	室長補佐 西野 正洋	専務理事 堀部 隆司	理 事 東久保真弓
名古屋市 環境局事業部廃棄物指導課	課 長 中西 岳志	常務理事 新美 三良	理 事 清水 善実
	係 長 中村 晃	常務理事 伊藤 泰雄	理 事 梅谷 岳志
	係 長 大島 祥弘	理 事 金田 英和	監 事 鶴山 圭一
豊橋市 環境部 廃棄物対策課	課 長 佐藤 実	理 事 富田 昭夫	監 事 丹羽 庸介
	主 査 竹野 宏	理 事 相木 徹	東三河支部 副支部長
岡崎市 環境部 廃棄物対策課	課 長 柴田 清仁	理 事 松井 忠博	富田 雅則
	主任主査 船山 哲	理 事 金田 英治	

NEWS



愛知県資源循環推進課
西野室長補佐



名古屋市廃棄物指導課
中西課長



名古屋市廃棄物指導課
中村係長



名古屋市廃棄物指導課
大島係長



豊橋市廃棄物対策課
佐藤課長



豊橋市廃棄物対策課
竹野主査

いのかと疑問に思っていましたので質問させていただきました。災害廃棄物に対して特例がございますが、新しく焼却施設を設置する場合は、ミニアセスをやらなければならないなど、臨機応変の対応が出来ないと思います。そのあたりも多分愛知県、政令市が国への要望として規制の見直し、規制緩和ということをやられているのではないかと思いますので今後とも国へ要望をしていただきますようよろしくお願いいたします。」と要望がありました。

岡崎市からは、「事前にいただいたリストには選別施設や圧縮施設で、15条施設（許可対象施設）以外の施設で受け入れを検討されておられる会員がいらっしゃるのかと思います。施設の許可から届出という緩和措置はありますが、ミニアセスが必要になるケースがあると思いますので、今お考えいただいているような時間軸で動くことができない場合も出てくるのではないかと考えております。今回の議題の一つ目とも関連し、スムーズな対応ということを考えていく上で、我々も一緒に考えていかなければいけないのですが、制度上緩和措置があるとはいえ、どうしても時間がかかるケースが出てきます。あらかじめ想定しておかなければならない課題であると認識している。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、「災害廃棄物については我々も自治体と密接に顔の見える関係ですぐに初動で動けるような形をとらなければいけないという時期に来ていると思うので今後とも愛知県、各政令市とも協力をお願いしたい。」と要望がありました。

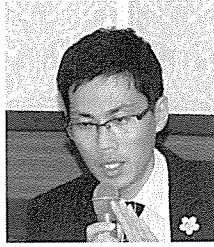
2. 産業廃棄物処理における競争入札（一般競争、指名競争）について

堀部専務理事から、「通常、入札の場合は予定価格（落札上限価格）が設定されているが、一方で最低制限価格が設定されている事例というのはほぼ皆無に等しい。これは不適正処理につながるおそれがあり、適正価格で委託を行っていないのであろうということで、行政としては適正価格で委託をと言っているにもかかわらず最低制限価格の設定がされていないというのはどういうことか疑問に思っています。行政においては容器代を含めて予定価格（落札上限価格）を設定されているにもかかわらず、実際は容器代を下回るような価格で落札されていることがある様に聞いておりますので専用容器の別途調達もしくは専用容器の市場価格を勘案した落札下限価格を設定していただきたい。」と質問がありました。

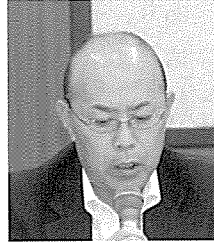
愛知県からは、「公共機関における産業廃棄物の処理委託契約については環境配慮契約法に基づく基本方針に位置づけられている。入札参加資格の裾切りの方式などの評価方法の例がここでは示されており、愛知県での導入事例については承知していないが最低制限価格の設定も含めて適正処理のための入札の在り方について会計局と検討したい。なお、愛知県では条例で契約前及び定期的な契約後の現地確認を義務付けており不適正な処理を行う業者への委託の回避につながっていると考えており、医療系の廃棄物の処理については落札の上限価格、予定価格ですがこれを設定する際に専用容器の調達費用を含めて適正処理に必要な費用を積算するよう改めて排出者に周知したいと考えている。委託者が処理費用の予算を作成する際には処理業者に参考見積を取



岡崎市廃棄物対策課
柴田課長



岡崎市廃棄物対策課
舩山主任主査



豊田市廃棄物対策課
神谷課長



豊田市廃棄物対策課
白木担当長

ることが多いと思うが、その際に専用容器と必要な費用を明示したうえで見積をいただけるとその分設計に反映させられると思いますのでよろしくをお願いします。」と要望がありました。

鶴山監事からは、「4、5年前は1円で入札する業者がいたり、まだ、どう考えても不適正なそうした最低価格を出される業者が見え、その業者様と話す市から補助金が出るのだとかいわれ、そういうことがあるのかと思うのですが、そういうこともあり先ほどおっしゃっていた参考見積を入札前に提出しておりますので容器代を含めて提出するように善処したいと思います。その参考見積は通常の利益を見込んで提出しているので是非お忙しいとは思いますが参考見積等も参考にさせていただきたい。また、2020年度に電子マニフェストが義務化されますが、マニフェストの実績報告の内情は私どもが行政へ年間報告を行い、ほとんど我々業者が作って病院さんに渡し、判をもらっているだけです。そういうサービスもやっていますが、サービス料は入れておりません。私どもが取引させていただいている市大病院さんと常滑病院さんくらいが電子マニフェストを導入しているだけです。余談ですが電子マニフェストを推進していただくようお願いします。」と要望がありました。

名古屋市からは、「おっしゃるとおりかなと思います。入札制度に関しましては財政局が所管しており、最低制限価格制度が適用される業種というのが現行では建物、建築物の清掃、警備、その他の清掃に限定されているとのことだそうで、ご提案いただいている案件に関しては適用が現状ではされていない状況ということで、庁内で研修を行いました但不適

正な処理を業者さんがした場合であつてもその責任は排出者が負うということをご説明させていただいております。そういった面でのサポートをしているつもりですが制度という点が踏み込みにくい現状だと思います。」と説明があり

ました。

豊橋市からは、「廃棄物処理の契約も含めて契約に関しては豊橋市の場合、契約部門が全てルール作りをしており、このルールの中に豊橋市の業務委託契約における最低制限価格制度施行要領という要領があり、最低制限価格を設ける対象業務として予定価格50万円を超えるものを挙げています。その基準は最低賃金等の労働雇用関係の確保の観点から人件費が大半を占める業務になっています。予定価格に10分の7を乗じた価格を最低制限価格と設定しています。例えば、庁舎の清掃業務や施設警備業務、除草刈り業務などがあげられます。また産業廃棄物の処理委託業務については、平成30年度と令和元年度の入札案件の落札率の平均が、最低制限価格を上回っていたこと、予定価格を設定する際に参考見積などで市場価格を反映して設定していますので、適正な価格での入札が行われていると考えております。」と説明がありました。

岡崎市からは、「設計金額の積算については、契約部局からもその調達毎に実情を精査し、事案ごとに適切に行うよう求められており、不適正処理につながらないように、適切な業務設計、適切な業者様の指名に努めている。今回の件を機に、病院部局、保健部局にも聞き取りを行い、聞く限りでは、いずれも容器は市であらかじめ購入していることを確認している。」と説明がありました。

豊田市からは、「本市の総務部契約課に確認したところ、産業廃棄物処理における競争入札への最低制限価格制度の設定は本市が発注する委託業務全般の品質確保の観点からその導入の是非を検証していくということでした。また医療系廃棄物処理に必

NEWS

要な専用容器の市場価格を勘案した落札上限価格については事業実施に必要な経費の設計、積算を適切に行うよう事業担当課へ更に周知を強化していくことを確認している。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、「入札部局、入札を担当する部局と調整をしていただければありがたい。また、参考見積をしっかりとっていただいて我々業者も必要なものは必ず入れていくといったことで対応させていただこうと思っており、適正処理が確実に行われるような体制が組まれるようお願いしたい。」と要望がありました。

3. 不法投棄防止に係る行政の活動内容の広報について

中野副会長から、「我々が年一回の不法投棄防止パトロールをしていて最近感じることは産業廃棄物の不法投棄はほとんどなく、大部分が一般廃棄物です。一般の方々が排出者として不法投棄している可能性が高いこととなります。行政の皆さんが行っている警戒パトロール等が土日も含めて24時間実施されていることは意外と知らないのではないかと思います。行政の皆さんが実施される内容を知れば抑止力になると強く感じております。抑止効果を図るためにどのような広報活動をされているのか教えていただきたいし、すでに周知することはやっている行政もあるかもしれませんがそれを踏まえ、教えていただければと思います。」と質問がありました。

愛知県からは、「毎年6月と11月を産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間として立入検査やパトロールを強化して実施しており、実施前、実施後の結果を愛知県のウェブサイトで公表して広報している。また建設系産業廃棄物排出事業者の皆様へと題したA4で表裏になっていますカラー刷りのチラシを作成しており、そこに不法投棄の具体的な写真を載せまして条文と不法投棄は重大な犯罪であると記載してあります。これを使って立入検査の際には配って周知をしている。また各県民事務所のパンフレットスタンド、入口や受付にあるところに置いて

あり、そこにも同様のチラシを置き、来客の方に目に留まるような形で置き、排出事業者の責任や廃棄物の不法投棄が処罰の対象になることを広く知らせている。また愛知県のウェブサイト不法投棄等情報専用ファックスについてという部分を掲載し、ここをクリックしていただくと必要な項目が作られている様式が載せてあります。これに従って必要事項を埋めていただいて県にあります不法投棄等情報専用ファックスに送っていただければ情報を収集する形を取っており、広くウェブサイトを通じた情報提供を呼び掛けている。」と説明がありました。

名古屋市からは、「5月のいつもの会議にお示しているのとは別に先ほども言われた産廃目線というよりは一廃目線の施策ではありますが栄とか金山にビジョンがあり、一廃対象ですがそちらのビジョンでの放映とか、ラジオ放送ですとか一般家庭向けの広報なごやの5月、10月号で特に広報活動を行っているということを一廃目線の部署から聞いていますのでこの間お示したのとは別にやっている。」と説明がありました。

豊橋市からは、「基本的に一廃の関係ですのではなかなか難しいこともありますが、過去の投棄場所に不法投棄の防止看板や監視カメラを付けるなどにより再犯防止や啓発活動をやっています。その他に例えば廃棄物処理セミナーとか11月に環境イベントなどがあり、そういった時に不法投棄に関する罰則等を啓発していきたいと思っています。また、フリーダイヤルで情報提供を受けておりますので、それについてはすぐに対応する体制を取っています。」と説明がありました。

岡崎市からは、「国でいう環境白書のような年次報告という形での公表とともに、不適正処理対策業務、路上検査、セミナー等について、都度、報道発表を行っている。残念ながら広報媒体に取り上げられないケースというのが増えてきており、指摘のとおり、適切な不法投棄対策となるように、監視、啓発両側面から業務を精査してゆくとともに、広報について、わかりやすく魅力的なものにしてゆく必要

があると考えている。」と説明がありました。

豊田市からは、「ホームページで産業廃棄物の不適正処理防止の取り組みとして定期的立入調査、監視パトロールの状況、豊田警察署や足助警察署との合同検問、こういった取り組み内容を公表しており、今後も継続して公表し、また本課の公用車両に不法投棄パトロール中というステッカーを常に貼っており、これで現場、外に出る時の啓発活動にも効果が出ていると自負している。」と説明がありました。

4. 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理について

掘部専務理事からは、「廃プラスチック類の処理について中国への輸出規制の問題で国内に50万トン程度の滞留が推測されており、産廃業者にとっても処理がひっ迫しており、受入・保管が多くなっているとか受け入れを断らざるを得ない状況になっている。環境省が処理の円滑化に向けての5月20日付けの通知文で緊急避難措置として市町村において産廃に該当する廃プラスチック類を処理することについて積極的に検討されたいとしています。愛知県を含めて各政令市の状況を具体的にお聞かせいただきたい。また、全国産業資源循環連合会が4月から6月にかけてアンケート調査を実施しており、中部地域において受入量はあふれており、新規の問い合わせも増えているということで他の地域と比べて中部、関東、近畿という地域で増えている。これまで有価で取引されることの多かった良質な廃プラスチック類の受入が特に中部で増えているという回答がございましたので、廃プラスチック類、有価の廃プラスチック類の動きをどのように把握されているのかを含めて改めて伺いたい。」と質問がありました。

愛知県からは、「一般廃棄物処理施設における処理は5月21日付けで県内の市町村に対して産業廃棄物である廃プラスチック類の受入の検討を依頼した。また7月に県内の市町村及び一部事務組合に対し受け入れに向けた検討状況の調査を実施した。多くの自治体が管轄地域において産業廃棄物に該当す

る廃プラスチック類については多量に保管されている状況は確認できなかった。また仮に市町村の焼却施設で廃プラスチック類を受け入れる場合の検討状況についての調査では施設的な問題、具体的にはごみ質（負荷）の変動による焼却炉への影響、制度的な問題、処理料金の設定、条例の改正などの手続き、産廃である廃プラスチック類を受け入れることへの住民理解などの課題等の回答があった。愛知県としては国に対して廃プラスチック類の地域ごとの実態把握を行って情報提供するように要望しており、実態を踏まえた対応を検討していきたい。また、輸入禁止措置の影響を把握するために昨年来産業廃棄物の中間処理業者とか廃プラスチック類の多量排出業者を対象に行った調査では、中間処理業者においては保管量が増加したとか処理料金の値上げが必要になったと回答した事業者が増加しており、また多量排出事業者においても有価だったプラスチック類の売却価格が低下したとか実際に引き取ってもらえなくなり廃棄物になったという回答もあり、輸入禁止措置の影響がみられていますが、これまで産業廃棄物中間処理業者において過剰保管といった不適正処理までは見られていないので11月の廃棄物適正処理推進月間に各事業者、排出事業者を立入りし、廃プラスチック類の状況について把握していきたいと考えている。」と回答がありました。

名古屋市からは、「アンケートは実施していないが、処理業者目線で保管が一杯とか逆に排出事業者からはちっとも引き取ってもらえないといった電話は双方から入っていない状況であり、名古屋市内といった観点からはひっ迫しているという認識は現状では持っていない。」と説明がありました。

豊橋市からは、「昨年焼却処理施設が8カ月ほど故障し、一般廃棄物を埋立処分場に仮埋め立をしており、掘り起こして最優先で処理を進めなければならないという状況であり、廃プラスチック類の処理については全く考える状況にない。また、廃プラスチック類の動向は直接把握するのは難しいが、産廃処理業者への立入時において、保管量とか現場の状

NEWS

況、処理料金の状況とか排出先などを確認しながら状況を把握するよう努めている。」と説明がありました。

岡崎市からは、「他の自治体と同じような状況で、市の施設への受け入れについては、住民の理解の問題、適正な手数料額の設定の問題、実際に稼働している産業廃棄物処理業者様の価格とのつり合い、受け入れに関する優先順位の決定、発電に伴う売電価格の下落等の課題がある。環境省の通知の主旨は理解するが、受け入れには至っていない現状である。また、廃プラスチック類の流通状況等については、産業廃棄物処理業者様への立入検査等をした際に、マニフェストや帳簿の確認を行うとともに、聞き取り等を行って把握に努めており、処理費用が高騰したとか、処分の委託先が遠隔地になったなどの情報を得ており、排出事業者においても過剰な保管をしている状況があれば指導等をするが、今現在、過剰になっているところは把握していない。」と説明がありました。

豊田市からは、「現時点では処理施設で産業廃棄物の廃プラスチック類を受け入れる余力がない。また、産業廃棄物処理事業所へ立ち入り時の聞き取り調査の中で良質なプラスチック類はニーズがあるため有価として流通していることを確認しており、廃プラスチック類の処理料金が値上がりし、問合せが増えているといったことも聞いているが、ひっ迫している状況はなく直ちに支障が発生する状況ではないが、今後も動向を注視していきたい。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、「法遵守から、処理業者は保管上限を越えて保管しているところはないと思っているが、日本国内に50万トンぐらいは滞留しているというのが大方の予想で、都市部に置いてあることはなくて、海岸沿いだとかインター沿いだとかといった工業地帯等の輸送のしやすいところに滞留しているのではと思い、愛知県には情報を提供させていただいた。これまでの排出事業者にも、違う対象も加えてしっかりと立入検査をしてチェックをしていただきたい。」と要望がありました。

中野副会長からは、「現在、愛産協は6支部あり、非常に優秀な支部長をそろえており、現状とか実際の現場の在り方等議論の場に私共はなかなか参加できていない。産業廃棄物の廃プラスチック類の問題であれば専門の業者、プロの意見を聞くというのも非常に有効な手立てだと思いますので、議論の場に是非とも愛産協を活用し新たな情報収集をしていただきたい。」と要望がありました。

堀部専務理事からは、「一般廃棄物の処理施設の届け出の関係について愛知県から回答をいただけないことなのでお願いします。」と案内がありました。

愛知県からは、「特例措置について、許可を受けた産業廃棄物処理施設の設置者が同様の性状を有する一般廃棄物进行处理する場合、品目の限定はありませんが、あらかじめ届け出をすれば一般廃棄物処理施設として使用できるが、その届出の際に一般廃棄物処分業の許可証がいるのかについては、必ず一般廃棄物処分業の許可が必要ということではなく、市町村から委託を受けている場合であれば、その委託を証明する書類を添付していただければ特例措置が受けられ、災害があれば事後でも届け出が可能ということになっている。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、「あらかじめ届出ということで処分業の許可は必要ではなくて市からの委託を受けていけばよく、災害廃棄物の場合、品目限定はあるが届出は事後で良いか、また、ミニアセスは産廃の施設で許可を受けている場合はいらぬということが良いか。」と確認の質問がありました。

愛知県からは、「そういうことです。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「災害廃棄物の処理は毎年来る可能性が高いのでその時に備えて手続きについても少しずつ問題を解消していかなければならない。」と要望がありました。

5. 廃棄物の分類について

堀部専務理事から、セメント粉、トナー、化学工業の製品や原料で粉粒体の廃棄物の分類について

愛知県、各政令市では一廃であったり、産廃であったり、産廃の汚泥であったりといろいろ見解が異なっており、県内で統一をしていただきたいと前回の懇談会で要望しているが、その後の検討状況について質問がありました。

愛知県からは、「産業廃棄物の他の品目に該当しない粉粒体について汚泥という解釈で運用されているという実態は重々承知しているが、拡大解釈をしなければならない状況は望ましくないと考えている。一般廃棄物としての処理に支障が生じているということであれば、政令等の改正がされるべきではないかと考えており、近隣の自治体と意見交換を行い、困っているという実態があれば、国に改正を要望していきたいと考えている。愛産協でも可能であれば国に要望していただければ。」と回答がありました。

名古屋市からは、「県下で統一するような話し合いは行っておらず、名古屋市は名古屋市で独自の見解で踏襲しており、一廃、産廃の両方の目線があるが、従来からの指導方針が存在しているので、県下で統一となった場合、今までと変わるということもありますので、そういう場ができた時には協議が必要と思うが、現状では特に何も行っておらず変わっていない。」と説明がありました。

豊橋市からは、「県下統一で動いておらず、事業活動に伴って発生していることを前提に考えると、基本的には産業廃棄物の汚泥と解するのが妥当であり、大前提として産業廃棄物の定義で汚泥というものは事業活動によって発生し泥状のものという規定がありますが、性状で考えると難しいが実態としては汚泥と解釈して運用している。」と説明がありました。

岡崎市からは、「昨年と変わっておらず、セメント粉、トナーに限らず、自治体によって判断が分かれそうなケースにおいては、相談される方から詳細を聞き取り、愛知県、政令市、また、処分先が県外である場合は管轄する自治体の考えを確認するようにしている。」と説明がありました。

豊田市からは、「統一的な考えがあった方がよい

と考えるが、相談事案がないので見解としては昨年と変化は無く、実態として粉粒体を汚泥として処分されているところがほとんどだと思うので、新たに、ご相談があった場合には各政令市、県と相談しながらその都度、その時点での解釈を相談させていただくようにしている。また、一般廃棄物という解釈をした時には清掃事務所に連絡し、一般廃棄物として解釈したので清掃事務所で受けてくださいという連携は取るようにしている。」と説明がありました。堀部専務理事からは、「廃棄物の分類については、我々産廃業者は、一廃は扱えないので、法を犯してまでこれは一廃だが産廃で処理してくれということにはできないので、その点をご理解いただきたい。」と要望がありました。

鶴山監事からは、「若い時、大阪府の埋立処分場（フェニックス）で中間処理業の会社に在籍しており、鉛やカドミウムを含有した塗装かすをしっかりと中間処理し、埋め立て処分をしていたが、愛知県に来て、塗装かすをそのまま埋め立て処分すれば良いという業者もあった。昭和53年くらいまでは塗装材に鉛が入っていたと思うので、処分法を明確にした方がよいのではと感じた。」と意見がありました。

堀部専務理事からは、「今の話は塗装の削ったものの中に鉛だとか有害物が含まれているがそのまま埋め立ててしまっていた時代があり、今は溶出試験などを行って適合しているものは管理型で埋め立てられていると思いますがどうか。」と質問がありました。

愛知県からは、「基準がそうならないとしても、そのように指導している。」と説明がありました。

豊田市からは、「塗装かすにPCBが含まれている関係もあり、建設部局で鉛等の有害物質の検査をしたうえで適正に処分されているということで、愛知県が方針を定められていてそれに準じて豊田市も行っていると認識している。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、「産業廃棄物の分類についてせめて愛知県内ぐらいは、統一のQ & Aを作っていただける方向でご検討をいただきたい。」と要望がありました。

NEWS

愛知県からは、「行政関係で来月会議等がありますので、そこでまず議論をして、それぞれ県、政令市の見解をふまえてどういう対応をしていくか考えていきたいと思うので、その結果等は情報提供させていただきたい。」と説明がありました。

6. 建築物の解体時等における残置物の取扱い（通知）について

堀部専務理事からは、「昨年もテーマにした建築物の解体時等における残置物の取扱いについて、市町村で本庁におられる方と処理施設の受入担当者との間で一般廃棄物であるとか産業廃棄物であるとか見解のギャップがあり、市町村が自分のところでできなければ業者に委託するということができるはずですので、どのように検討され、統一されたのかも一度お伺いしたい。」と質問がありました。

愛知県からは、「残置物の処理責任について、毎年行っています市町村の廃棄物関係の担当者を集めた会議等で平成30年6月22日付けの国の通知等をしっかり紹介させていただいておりますし、研修等でもご紹介させていただいております。人事的な問題があり、教育や研修が大切ですが、一廃は一廃として処理するように、処理ができなければ委託という手段がありますと伝え、法を遵守するよう指導しています。今後ともいろいろな研修等で市町村の廃棄物だけでなく環境局の職員を集めたなかでも廃棄物全般ということで底上げというわけではありませんがそういった機会もとらえて情報を発信し理解を深めていくということを考えている。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、「平成19年9月7日付けで環境省から、通知文が出ていることは当然皆様ご存知と思いますが政令市は如何か。」と質問がありました。

名古屋市からは、「建設関係の解体工事ですと別の局へ建設リサイクルの届けを行うので、パンフレットを配布し十分に周知させていただいており、庁内の研修でも名古屋市が排出事業者になる場合にも、残

置物の扱いについて周知させていただいている。また、例えばスプリングマットとか適正に処理できないものは市が委託して処理していると聞いている。」と説明がありました。

豊橋市からは、「通知にもとづいて、残置物は建築物の所有者が一般廃棄物として適正に処理するものと考えており、一般家庭には家庭ごみガイドブックを配布し、一般廃棄物の適正処理に関する情報を提供しているので建築物の所有者が残置物を処分する場合にはガイドブック等の情報を参考に処分するか、もしくは建築物所有者が一般廃棄物収集運搬業の許可業者に処理を委託するよう指導している。建設リサイクル法の届け出を受けている建築関係の部局と合同でパトロール等を年に2回行っているが、特段、残置物があったという話しはない。」と説明がありました。

岡崎市からは、「廃棄物対策課、受け入れ施設側と情報を共有しながら、見解の差異が生じないように努めており、解体工事現場へ立入を行った際に、残置物の有無、あった場合にどのように処理されているのかといったことも随時確認をし、本来の所有者の方で処理すべきものであるという内容もアナウンスをしている。」と説明がありました。

豊田市からは、「通知に従って相談があった場合には指導をしている。アパートの管理者や経営者からの残置物の処理についての相談には品目によるが産業廃棄物として処理をしていただくよう指導している。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、受け入れできないものを市町村が事業者へ委託するというを実際に行っている事例について他の政令市の実態について質問がありました。

豊橋市からは、「解体時の残置物を市から委託するという事は事例として把握してないが、市が処理できないものを市が受けて処理する具体的な廃棄物は把握していない。」と説明がありました。

岡崎市から、「タイヤですとかバッテリーのように市で処理できない物を、市で受けて委託するという

ケースはありますが、個人宅にあるごみを市が委託するというケースは現状ない。」と説明がありました。

豊田市からは、「水銀体温計など当市では処理できませんので、委託処理をさせていただいており、市で処理できないものについては、昔はお断りしていたという様な話しはお聞きますが、一般廃棄物であれば受け入れる義務があるということで今は受けている。」と説明がありました。

近藤副会長からは、「スプリングが入ったマットレスは一般廃棄物として各自治体が受け取られていると思うが、最近のマットレスは複雑な構造で解体するのに2時間から3時間かかることから、自治体によっては委託に出されるということを知っており、委託先の産廃業者でも苦勞して解体しなければならず、製造者責任で処理すべきであると意見があり、処理困難物の扱いについてお聞きしたい。」と質問がありました。

名古屋市からは、「時代の進化とともに一般廃棄物としての処理が困難なものが出てきているのは事実である。一般廃棄物ですので市町村で処理責任がある為、例としてスプリングマットの委託という話しをしたが、市としては一般廃棄物は一般廃棄物としてきちんと市町村の委託あるいは市町村直営で処理することを当然堅持していかなければならないと思っている。最終的には国の方で製造者責任での適正処理が一番良いと思うが、名古屋市だけの力では難しいと思いますので今後の課題と感じている。」と説明がありました。

豊橋市からは、「基本的には名古屋市と同じで、スプリングマットレス、マッサージ機等は粗大ごみとして受け、処理困難物は委託という形で処分しているが、時代の状況を見ながら考えていくものも出てくると考えている。」と説明がありました。

岡崎市からは、「スプリングマットレス、マッサージ機を受け入れて処理を行っているが、処理が本当に滞るようなものについては、市で処理困難物として定め、購入した店舗や専門業者等に相談してくださいとアナウンスしている。また、薬品等については、

購入したところ、例えば薬局、農協などに問い合わせ処理できるものかどうか確認してくださいという形でお願いしており、廃棄物として安全かつ適正に処理する上で必要な流れと考えている。また、最近、リチウム電池等に起因したと思われる火災、事故が発生しており、メーカーの製造者責任として回収という形を築いていただければ、ごみ処理施設での火災が減るのではと思っている。」と説明がありました。

豊田市からは、「便利な製品は良い効果を生むが、廃棄された時に人間に害の有る物に化けてしまうものがある。例えば太陽光発電パネルの処理が自治体での大きな問題になっている。経済産業省で処理費用を事前に積み立てていくという法制度の整備の話があるが、作る時に廃棄物になった時、誰が、どう処理するかを製造業側が意識をするようにすべきだという事が豊田市の考えである。」と説明がありました。

中野副会長からは、「県や政令市等の行政の方たちに対して私個人的には全く問題ないと思っており、知識もあり、力もあるが、それ以外の市町村に問題がある。愛知県が研修指導を実施し、市町村が勉強するよう努力をされていることは分かるが、行政から一般廃棄物を「産廃で処理してください」と言われると合法かなとついつい思ってしまう。ところが、産廃ではなく一般廃棄物であれば、その許可がなければ違法になり、我々の命である処分業許可はく奪という形になってしまう極めて重要な案件であり、市町村の担当者が困った時に、愛知県のどの部署に問い合わせをすれば最終的な判断がもらえるのかを周知しているかお聞かせ願いたい。」と質問がありました。

愛知県からは、「一般廃棄物は自治事務ということで市町村さんに権限があるということがまず大前提です。一般廃棄物に関しての問い合わせは、愛知県資源循環推進課の一般廃棄物の担当部署に連絡が来るようになっており、その中で技術的な助言ということで質問があればすぐお答えできるものであればすぐお答えしますし、全国的な見解が必要な場

NEWS

合は環境省に問い合わせたりすることもあります。また、出先では県民事務所、県民センターがあり、廃棄物担当の中に一般廃棄物担当、産業廃棄物担当があるので窓口として地域の住民との話をさせていただいている。」と説明がありました。

中野副会長からは、「Q & A的な事例集を作っただけであれば非常にわかりやすいので、前向きに検討をお願いします。」と要望がありました。

中嶋理事からは、「今回、宮城県に当社が災害復旧で10日間ほど行ってきましたが作業的には水替え作業ということで行ってきました。最後に残ったのが汚泥というかどろどろの堆積物があり、テレビでも各家の中に入ってきた汚泥を庭先に出していましたが、今、愛知県ですと畜産の豚、牛、鶏等が非常に多いということで愛知県であのような災害が起きた場合に最終的に汚泥が出ると思いますが、汚泥として有機性汚泥なのか、無機性汚泥なのか、ただの残土としてみるのかお伺いしたい。」と質問がありました。

愛知県からは、「お話を聞いただけでは判断は難しいが、有機性の多いものであれば有機性汚泥になり、そうでなければ、無機性汚泥か、残土と判断することになり、そのものを見ないと判断は難しい。」と説明がありました。

中嶋理事からは、「各家庭のごみとか果物だとか一緒に混ざって踏みつぶされた汚泥が乾いてくると残土として見なすのか、各家庭で残土を処分できないので最終的に建設業界がダンプで埋立処分をすると思うが、産業廃棄物としてみるのか一般廃棄物としてみるのか、ただ本当の残土として最終的にみるのかお伺いしたい。」と質問がありました。

愛知県からは、「有機物が入ったもの、土砂、堆積物またその形状、災害が起こった場合に交付税だとか補助の対象になる場合がありますので、災害廃棄物の場合は環境省で、普通の土砂とかについては国交省という仕切りがあり、国で負担し民間の方の費用負担が軽減されるようになっており、一般家庭の場合ですと、一般廃棄物となり、事業系の廃棄物

に関しては市町村の判断になりますが、生活環境上問題があるかないかという観点で災害廃棄物として処理するという仕切りがあり、大規模な工場が被災した場合、土砂等が混じった廃棄物は大規模な事業者様で処理していただくのが前提ですが、中小の一般的な小さな会社とか家庭で農業をやっている方などで補助というのは変わってきますので、実際に生活環境上影響があるかどうかということで、判断していると聞いている。」と説明がありました。

7. 行政から産廃業者に対する要望や協力依頼について

堀部専務理事からは、「行政から産廃業者に対する、私ども協会に対する要望とか協力依頼がございましたらお伺いしたい。」と質問がありました。

中野副会長からは、「当協会は2021年に30周年を迎えるが、SDGsを基本テーマとして進めていきたいと考えており、SDGsの概念である『環境保全と開発は対立するものではなく調和させる、それが持続可能な開発である』という、まさしく我々の産廃処理事業者にとってはこれが必要ではないかと強く思っていると同時に、私たちの大きな課題であるのではないかと思っている。また、行政は規制する側、我々は規制される側、この関係性は変わらないが、違う見方をすれば目的は同じだという新たな価値が見えてきて、目的は何かというとならば遵法性に従い適正処理を基本において循環型社会の構築に臨むというのが行政も私たちも目的が同じである。また、同じ方向を見ているのであればこれらを認識して協力し合うことがとても大切ではないかと、対立構造に焦点を合わせる時代は終わったのではないかと強く感じており、永井会長が常々言っている『行政との対話の重要性』を改めて思いますし、我々ももっともっと勉強して協議し対話をするということがこれからの持続可能な開発に一步でも近づくのではないかと思いを募らせておりますのでこの件については是非ご意見をお聞かせいただき、今後の我々の参考にしたい。」と質問がありました。

愛知県からは、「全くその通りだと思っており、規制する側という立場で長年やってきたが、資源循環推進課の中に循環グループがあり、循環ビジネス創出ということで、廃棄物処理ではなくて資源の循環によってそれをビジネスにしていこうと、ひいては廃棄物を少なくしてそれが資源になるという概念でできており、SDGsの概念で、実際に資源としてもしくは廃棄物としていろんなものを実際に動かしてみるのが産業廃棄物協会の会員の皆様方であると思っていますので、今後も規制する側と規制される側という概念ではなく、愛知県の資源循環をより促進していくために協力していくパートナーであるという考えで、これからも行政運営を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。」と説明がありました。

名古屋市からは、「規制する側、規制される側という立場は当然あり、法遵守という立場を崩すわけにはいかないが、循環型社会を作っていくためには、行政と民間が一緒に協力してやれることはやっていかなければいけない。また、災害廃棄物の件について長野市へ車6台と人員を20名ほど派遣しており、一般廃棄物の家庭からの収集の部分については得意だが、一次仮置場から二次仮置場への運搬とか重機が必要となる場合などは、産廃協会の力を借りなければできないし、様々な役割分担をしながらそれぞれ得意な部分を生かしていけるような形で循環型社会あるいはもっと大きく言えば良い街作りと言うところに繋げていければと思っており、これからも引き続きご協力をお願いします。」と説明がありました。

豊橋市からは、「お互いのポジションの中でやっていくべきことだと思うので、SDGsの持続可能ということから見ると今の時代だけでなく先のところの責任を負っている部分もあるのではと思っていますのでそういったところもお互いの立場をそれぞれ尊重しながら進めていくべきものだと思います。」と説明がありました。

岡崎市からは、「産業廃棄物については貴協会でも処理等をしていただいておりますが、一般廃棄物につ

いては市に処理責任があることから、市ですべてを担う必要がありますが、すべてを担うには、莫大な費用が掛かります。近年、行政も財政が苦しい状況になってきていますので、今後は、民間企業の力を借りるという形で、民間企業が持つ知識やノウハウなどを活用し、専門的な施設等を作っていただいて、処理をしていただくという様な形が必要と思っています。今現在、再生できる物でも焼却施設で焼却されている場合があります。少しでも再生できる資源を取り出すことが必要だと思いますので、これから岡崎市としても、民間企業と一緒に廃棄物処理について考えていきたいと思っておりますので協力をお願いします。」と説明がありました。

豊田市からは、「貝塚という例えがよくできるように古来から、必要で無くなったものが埋められたという廃棄物処理の始まりから、ダイオキシン類特別措置法における排ガスの問題など今日に至るまでいろいろな問題を抱えながら新しい技術で乗り越えてきた。行政側はルールを明確にしたうえで一番よい環境を作っていく、その中で更に今進められているのがいわゆる循環系ということで、その中の一つとして『あいくる認定』や『再生利用個別指定』がある。今後皆さんたちの新しい挑戦でいろいろな知恵を出していただいたものを、行政の側でそれがしっかり環境に影響がないものだけということを確認しながらお互いに協力するという部分では、まさに愛産協が言われるようにお互いが協力するというのがそこにあるのではと思います。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、行政からの力強いお言葉への感謝の意が示され、循環型社会を作っていくうえで協会だけではなく行政と手を取り合って連携をして対応しながら良い方向に向けていきたいと挨拶があり、懇談会を終了した。